

■政令市における犯罪被害者への支援状況一覧

支援内容	相談窓口設置	(生活) 支援金支給			見舞金 (損害賠償不履行分)	損害賠償立替金	生活資金貸付金	日常生活支援等制度						
		死亡	重傷害	性犯罪				家事援助	介護派遣	一時保育支援	配食サービス	教育関係費	就労準備金	
		犯罪被害によって生じる経済的負担の軽減を図るため、当面必要となる費用として被害者等に支給			損害賠償債務の3か月以上の支払いが確認できない場合の見舞金	損害賠償債務名義の市への譲渡を前提とした立替払いによる支援	生活資金の貸付	犯罪被害により、家事や介護等が困難となった方に対する生活支援				犯罪被害により、就学中で通勤困難となった場合の家庭で行う教育サービス、学校送迎費用の支援	犯罪被害により、転職・就職が必要となった場合の資格取得費用の支援	
■横浜市	●	●	●	●				●	●	●				
【補助等】		30万円 (見舞金)	10万円 (見舞金)	5万円 (見舞金)				【9割助成】 1時間4千円上限		【9割助成】 1回2,500円上限				
■名古屋市	●	●	●	●	●			●	●	●	●			
【補助等】		30万円	10万円	10万円	上限150万円			【10割助成】 委託単価 2,460円/1H	【10割助成】 委託単価 4,350円/1H	【10割助成】 委託単価 2,460円/1H	【10割助成】 委託単価 1,000円/1日1回			
■京都市	●	●	●											
【補助等】		30万円	30万円											
■神戸市	●	●	●					●		●	●	●	●	●
【補助等】		50万円	15万円					【1/2助成】 3,000円/1H		【1/2助成】 3,000円/1H	1日/1回	【1/2助成】 上限1人5万円	【1/2助成】 上限1人10万円	
(参考記載) 明石市	●	●	●					●	●	●				
【補助等】		30万円	10万円				上限300万円	上限50万円	【自己負担】 200円/1H	【自己負担】 300円/1H	【10割助成】 3,000円/回			

支援内容	住居支援等制度				相談・情報支援等制度		裁判関係費用支援等制度			
	転居費用支援	家賃補助	住居緊急避難	市営住宅提供	精神医療支援	弁護士法律相談	刑事裁判参加旅費補助	民事裁判参加旅費補助	再控訴等裁判費用補助	真相究明支援補助
支援内容	犯罪被害により自宅の転居を余儀なくされる場合に係る費用の支援		犯罪被害発生時の一時避難費用を支援	犯罪被害による住宅の転居等が必要な場合の市営住宅の一時入居。優先入居等の実施	犯罪被害による精神医療費もしくはカウンセリング費用の支援	犯罪被害によって生じる弁護士費用の支援	犯罪被害による裁判への出席（傍聴）への旅費の支援		損害賠償請求権の消滅時効の中断に要する印紙代や郵券代の支援	被疑者の特定等の情報提供を公衆に求める活動の資料作成や配布に係る費用の支援
■横浜市	●		●	一時入居可能	●	●				
【補助等】	【10割助成】 1回上限20万円		県警制度のホテル延泊2日分		【10割助成】 1事件10回	【10割助成】 1事件2回				
■名古屋市			●	優先入居可能	●					
【補助等】			県警制度のホテル延泊6日分		【1/2助成】 精神医療費自己負担分					
■京都市			●	一般応募後の余剰枠へ入居可能						
【補助等】			民間シェルターへの入居							
■神戸市	●	●	●	優先入居可能	●		●	●		●
【補助等】	【10割助成】 1回上限18万円	【1/2助成】 上限月3万円	県警制度のホテル延泊7日分		【10割助成】 1事件10回		【10割助成】 上限10万円	【10割助成】 上限10万円		【10割助成】 上限10万円/年
(参考記載) 明石市	●	●			●	●	●	●	●	●
【補助等】	【10割助成】 1回上限20万円	【1/2助成】 上限3万円/月			【10割助成】 上限5,000円/回	【10割助成】 上限5,000円/回	【10割助成】 上限5万円	【10割助成】 上限5万円	【10割助成】 実費額	【10割助成】 上限30万円/年